

高齢者等住宅改造資金助成制度 (高齢者のお住まいを改造する場合) ご利用の手引き

高齢者が住み慣れたご自宅で出来るだけ長く暮らしていただくために、
お住まいになっている住宅のバリアフリー改造を応援しています。

◆基本的な事項	2
◆助成のタイプ	3~4
◆対象住宅	4
◆改造箇所毎の助成対象工事例	5~6
◆申請から助成金交付まで（標準的な流れ）	7
◆申請に必要な書類	8
◆工事完了時に必要な書類	9

宝塚市高齢者等住宅改造資金助成金交付(変更)申請書

令和8年(2026年)4月1日

お問い合わせは：宝塚市高齢福祉課（0797-77-2067）まで

◆ 基本的な事項

- 公営住宅は、助成対象外
原則として、公営住宅は対象となりません。ただし、一定の条件を満たし、事業主体の承認（許可）があれば、対象となることもありますのでご相談ください。
- 賃貸住宅は、貸主の承諾が必要
賃貸住宅の場合は、貸主の承諾が必要です。原状回復工事は、助成対象となりません。
- 老朽化による取替、修繕、美装等の工事は、対象外
老朽化による取替工事や、単なる修繕工事または美装等を行う工事は助成対象になりません。
- 現在、生活されている住宅の改造であること
対象者が、現在生活されている既存の住宅の改造であることが必要です。
- 一世帯で一度限りの助成
一世帯に一度しか利用できません。（以前に利用した世帯は、利用できません。）
※住民票上世帯を分離している場合や住民票上の住所が異なる場合でも、同一家屋に居住する場合は、同一世帯として取り扱います。
- 収入（所得）制限があります
世帯で一番収入（所得）が多い方の前年収入（所得）が、以下の金額を超えると、その世帯は対象となりません。（申請が1月から6月までの場合は、前々年分）
給与収入のみの場合：800万円（給与収入金額）
給与収入のみ以外の場合：600万円（所得金額）
- 着工前に助成申請
必ず着工（工事契約）前に申請が必要です。計画段階で早めにご相談ください。助成決定の前に工事契約をすると、本助成を受けることができません。
- 予算の範囲内での助成
助成は当該年度（4月から翌年3月まで）の予算額の範囲内で助成します。
- 年度内に工事完了
年度内に工事を完了し、助成金請求手続きを済ませてください。
（工事完了届を3月末までに提出してください。）
- ご相談は、地域の包括支援センターへ
本制度のご相談は、お住まいの地域の包括支援センターに所属する「住まいの改良相談員※」にお問い合わせください。
※住まいの改良相談員とは：
福祉関係、保健・医療関係職種などが、対象者本人の身体状況や家屋の現況を踏まえて相談に応じ、助言や申請などの手続きに関し必要な支援を行います。

相談窓口	担当地区
小林地域包括支援センター (0797) 74-3863	仁川、未成、高司、良元、光明小学校区
逆瀬川地域包括支援センター (0797) 76-2830	未広（一部）、宝塚第一、西山、逆瀬台小学校区
御殿山地域包括支援センター (0797) 83-1336	宝塚、すみれガ丘、売布（一部）、美座（一部）小学校区
小浜地域包括支援センター (0797) 86-3707	小浜、美座（一部）、安倉、安倉北（一部）小学校区
長尾地域包括支援センター (0797) 80-2941	長尾（一部）、長尾南、売布（一部）、安倉北（一部）、丸橋小学校区
花屋敷地域包括支援センター (072) 740-3555	長尾（一部）、山手台、長尾台、中山五月台小学校区
西谷地域包括支援センター (0797) 83-5080	西谷小学校区

◆助成のタイプ

○住宅改造型

(世帯で、介護保険の住宅改修をはじめ^{*}行う際に、一体的に申請してください。)

対象世帯	介護保険の要介護・要支援認定を受けた者で生涯に渡り自宅での生活を希望する者(対象者)のいる世帯(原則として公営住宅に居住する世帯を除く。)														
助成対象工事	住まいの改良相談員が現地確認の上、対象者の身体状況や家屋の状況、生活状況から必要と認める範囲														
助成要件	○住まいの改良相談員の確認 ○介護保険の住宅改修(初回利用 [*])と一体的に工事を実施 ○介護保険の住宅改修を優先的に使うこと														
助成対象工事費限度額	1世帯100万円(介護保険住宅改修費限度額 [*] 1を含む) (工事箇所毎の限度額は、次のとおり) 浴室・洗面所 45万円(介護保険住宅改修費 [*] 2を含む) 便所 なし 玄関 なし 廊下・階段 なし 居室 なし 台所 なし ※1介護保険住宅改修費限度額＝世帯の対象者数×20万円 (例)世帯の対象者が2名の場合：介護保険住宅改修費限度額が40万円となり、本制度の全体限度額は60万円となります。 ※2浴室・洗面所箇所の限度額は、介護保険住宅改修費を含めた額となります。 (例)対象者1名、浴室・洗面所箇所の助成対象工事費が70万円(介護保険住宅改修費20万円を含む)の場合：浴室・洗面所箇所の限度額が45万円のため、本制度の助成対象工事費は45万円(介護保険住宅改修費20万円を含む)となります。														
助成率	次の世帯の課税区分による。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>課税区分</th> <th>助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>3/3</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>9/10</td> </tr> <tr> <td>市民税均等割課税世帯</td> <td>9/10</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割課税世帯</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>所得税額7万円以下の世帯</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>所得税額7万円を超える世帯</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：「助成率」については、1月から6月までに申請書を受付した場合は前々年分、7月から12月までに申請書を受付した場合は前年分の課税額による。</p>	課税区分	助成率	生活保護世帯	3/3	市民税非課税世帯	9/10	市民税均等割課税世帯	9/10	市民税所得割課税世帯	2/3	所得税額7万円以下の世帯	1/2	所得税額7万円を超える世帯	1/3
課税区分	助成率														
生活保護世帯	3/3														
市民税非課税世帯	9/10														
市民税均等割課税世帯	9/10														
市民税所得割課税世帯	2/3														
所得税額7万円以下の世帯	1/2														
所得税額7万円を超える世帯	1/3														
助成額	以下の計算式による。 助成額＝ (「助成対象工事費」－「介護保険住宅改修費限度額」) ×「助成率」(千円未満切捨)														

※例外：著しく要介護状態が重くなり、以前に受給した介護保険住宅改修費の額にかかわらず、改めて介護保険住宅改修費限度額までの受給が可能となった場合
⇒【住宅改造型】の助成を再度認める場合があります。

◎著しい要介護状態の変化の例

初回改修時の介護度		著しい変化
要支援1	⇒	要介護3以上
要支援2・要介護1	⇒	要介護4以上
要介護2	⇒	要介護5

○ **増改築併用型**

（住宅改造型の工事に、高齢者と同居をするために行う増改築工事を伴う場合は、助成金を加算する。）

対象世帯	住宅改造型の対象世帯及びこれらの者と同居しようとする世帯（公営住宅に居住する世帯を除く。）
助成対象工事	住宅改造型で増改築を伴うもの
助成要件	住宅改造型の要件を満たすこと。
助成対象工事費 限度額	増改築工事150万円（＋住宅改造型助成対象工事限度額） ※詳細は、次の「増改築に係る助成対象工事」を参照のこと。
助成率	増改築工事1/3（＋住宅改造型の助成率）
助成額	以下の計算式による。 助成額＝「増改築助成対象工事費」×1/3 （＋住宅改造型の助成額）（千円未満切捨）

増改築に係る助成対象工事			
改造箇所	助成対象工事	助成対象限度額	
玄関	高齢者等のために行う対象部位の増改築に係る工事	150,000円/m ² ×A ※Aは、増改築部分面積	1,500,000円
寝室	高齢者等のために行う対象部位の増改築に係る工事		
浴室	高齢者等のために行う対象部位の増改築に係る工事		
便所	高齢者等のために行う対象部位の増改築に係る工事		
高齢者等のために行う寝室などへのミニキッチン取り付けにかかる工事		300,000円	

◆対象住宅

- 現在助成対象者が居住している住宅を対象とします。また、住宅の建て替えや、新築・中古の住宅を購入される場合は対象となりません。
- 原則、介護保険で認められている転居による住宅改修再利用は、本制度では適用されません。（世帯で一度限りの制度です。）

◆改造箇所毎の助成対象工事例

改造
箇所

浴室・洗面所

助成対象工事例
浴室出入口の段差解消
(1) 浴室床面のかさ上げ
(2) すのこの設置
開口幅(洗面所有効75cm以上、浴室有効65cm以上)の確保のための間仕切り壁改造
中折り戸・引き戸への取替
手すりの取付
浴室へのシャワー設備新設(取替は対象外)
サーモスタット式混合栓、レバー式水栓等への取替
浴槽の取替(洗い場床から浴槽縁上端までの高さが35~45cm)
浴槽への介助用電動吊具の取付(移動式を除く)
カウンター型洗面台への取替(車いす対応可)
ドアガラスのプラスチックガラス等への取替
非常用ブザーの取付
位置表示灯付照明スイッチ又はワイド照明スイッチへの取替
段差解消のための洗面所の床張替
段差解消のための洗面所の開き戸(バ・ハドル等が設置されているものに限る)又は引戸取替

改造
箇所

便所

助成対象工事例
開口幅(有効75cm以上)の確保するための間仕切り壁改造
段差解消のための床張替
引き戸への取替
段差解消のための開き戸(バ・ハドル等が設置されているものに限る)又は引戸取替
手すりの取付
バ・ハドル錠等への取替
和便器から洋便器取替・洋便器新設(既設の洋便器の取替は除く)
人感センサー機能付便器洗浄装置の取付
暖房便座用電源コンセントの設置
非常用ブザーの取付
人感センサー照明スイッチの取替
位置表示灯付照明スイッチ又はワイド照明スイッチへの取替
手洗いの人感センサー機能付水洗への取替

改造
箇所

玄関

助成対象工事例
開口幅（有効75cm以上）の確保のための間仕切り壁の改造
上がり框の段差解消のための踏み台の設置
上がり框の足元灯の設置
玄関から道路までの通路の段差の解消（スロープ等の取付）
玄関から道路までの通路への足元灯の設置
手すりの取付
レバーハンドル錠等への取替
濡れても滑らない床材への取替
開き戸の場合のドアクローザーの新設
人感センサー照明スイッチの取替
位置表示灯付照明スイッチ又はワイド照明スイッチへの取替

改造
箇所

廊下・階段

助成対象工事例
階段部への滑り止めの取付
階段の蹴込み板の取付
足元灯の設置
三路スイッチの取付
人感センサー照明スイッチの取替
位置表示灯付照明スイッチ又はワイド照明スイッチへの取替
手すりの取付
段差解消のための廊下の床の張替

改造
箇所

居室

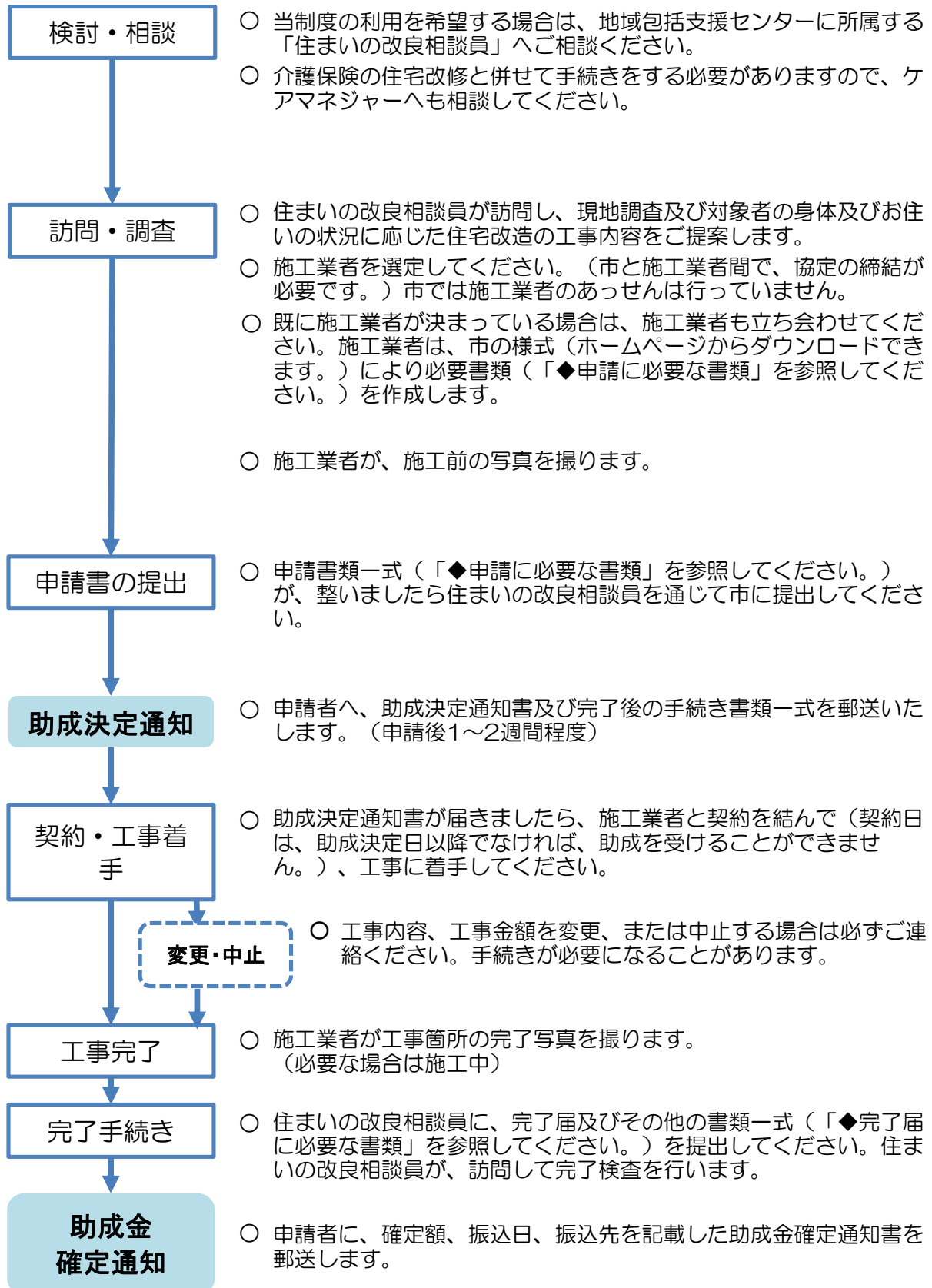
助成対象工事例
出入口の段差解消
段差解消のための床張替
段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）又は引戸取替
開き戸から引戸又は折り畳み戸への改造
開口幅（有効75cm以上）の確保のための間仕切り壁の改造
畳からフローリングへの床の張替
手すりの取付
位置表示灯付照明スイッチ又はワイド照明スイッチへの取替

改造
箇所

台所

助成対象工事例
段差解消のための床張替
段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）又は引戸取替
手すりの取付
流し台の改造（車いす対応）
レバー水栓への取替（混合栓も可）
レバーハンドル錠等への取替え
位置表示灯付照明スイッチ又はワイド照明スイッチへの取替

◆申請から助成金交付まで(標準的な流れ)



◆申請に必要な書類

必ず必要な書類

書類名	注意事項	作成者
宝塚市高齢者等改造資金 助成金交付（変更）申請書 （市様式）	○ 申請者本人が自署しない場合は、記名押印をしてください。	申請者
住宅改造評価兼報告書 （市様式）		住まいの 改良相談員
工事計画書 （市様式）	○ ユニットバスの工事がある場合は、ユニットバスが助成対象となるための条件を確認の上、チェック欄に○印を記載してください。	施工業者
内訳明細総計表 （市様式）		施工業者
内訳明細書 （市様式）	○ 改造箇所毎に、諸経費及び消費税を含めて金額を計上してください。 ○ 工事毎の番号（①、②など）を改造目的欄に記載してください。	施工業者
平面図	○ 道路（マンションは各戸の玄関）から改造箇所に至る経路を明示してください。 ○ 工事毎に番号（①、②等）を付番し、改造目的及び工事内容を明示してください。	施工業者
施工前の写真（カラー） （工事箇所すべての写真）	○ 浴室、便所などの開口幅を確保する場合は、施工前の有効幅が判る写真。 ○ 浴槽を交換する場合は、施工前の浴槽の跨ぎ高さ（エプロンの高さ）が判る写真。	施工業者

状況により必要な書類

書類名	状況	作成者
念書	○ 家屋の所有者が、同居していない親族の場合	申請者
家屋所有者等工事承諾書	○ 借家に居住している場合	申請者 賃貸人
確認書 （入院中特別申請手続き）	○ 対象者が入院中に申請する場合	申請者 対象者

◆工事完了時に必要な書類

必ず必要な書類

書類名	注意事項	作成者
工事完了届 (市様式)	○ 住まいの改良相談員の確認が必要です。	申請者
請求書・振込依頼書 (市様式)	○ 宝塚市長宛の、助成金請求書 ○ 施工業者に振り込む場合は、申請者の承諾が必要です。	申請者 (工事施工者)
工事契約書(写)	○ 申請者(対象者)と施工業者で締結した、契約書の写し ○ 契約日は、助成決定日以降であることが必要です。	申請者 施工業者
工事費請求書(写)	○ 施工業者から申請者(対象者)への工事費全額の請求書の写し	施工業者
完了の写真(カラー) (工事箇所すべての写真)	○ 工事毎の番号(①、②等)順に整理してください。 ○ 施工前・施工後の写真を対比させてください。 ○ 浴室、便所などの開口幅を確保した場合は、施工後の有効幅が判る写真 ○ 浴槽を交換した場合は、施工後の浴槽の跨ぎ高さ(エプロンの高さ)が判る写真	施工業者

状況により必要な書類

書類名	状 況	作成者
住改助成金交付申請 取下げ届	○ 工事を中止する場合	申請者